

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年(2019年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例（平成14年12月町田市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第7条中「特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。」を削る。

第8条第2項中「(特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を除く。)」を削る。

別表延長保育の部食費相当分の項、一時保育の部食費相当分の項及び休日保育の部食費相当分の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例の規定は、令和元年10月1日以後の利用に係る特別保育料について適用し、同日前の利用に係る特別保育料については、なお従前の例による。

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表

改正後					改正前																																												
<p>(特別保育料の納入)</p> <p>第7条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた登録保護者（以下「利用保護者」という。）は、特別保育に係る費用（以下「特別保育料」という。）を当該特別保育を利用する日（延長保育に係る特別保育料については、当該延長保育を利用した日の属する月の翌月の15日まで）に納入しなければならない。</p> <p>(特別保育料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により利用の承認を受けた特別保育（延長保育を除く。）の利用時間を超過した場合における当該超過した時間に係る特別保育料の額は、当該超過した利用時間に相当する特別保育料の額に100分の120を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>利用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">延長保育</td> <td rowspan="2">保育相当分</td> <td>午前7時から午前7時30分まで</td> <td>30分</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>一時保育</td> <td>保育相当分</td> <td>午前7時から午前8</td> <td>30分</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>					種別	区分		利用単位	金額	延長保育	保育相当分	午前7時から午前7時30分まで	30分	150円	略	略	略	一時保育	保育相当分	午前7時から午前8	30分	250円	<p>(特別保育料の納入)</p> <p>第7条 前条第2項の規定により利用の承認を受けた登録保護者（以下「利用保護者」という。）は、特別保育に係る費用（<u>特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を含む。</u>以下「特別保育料」という。）を当該特別保育を利用する日（延長保育に係る特別保育料については、当該延長保育を利用した日の属する月の翌月の15日まで）に納入しなければならない。</p> <p>(特別保育料)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により利用の承認を受けた特別保育（延長保育を除く。）の利用時間を超過した場合における当該超過した時間に係る特別保育料の額は、当該超過した利用時間に相当する特別保育料の額（<u>特別保育中に提供した給食等に係る食費相当分を除く。</u>）に100分の120を乗じて得た額とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th colspan="2">区分</th> <th>利用単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">延長保育</td> <td rowspan="2">保育相当分</td> <td>午前7時から午前7時30分まで</td> <td>30分</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>食費相当分</u></td> <td><u>給食（夜）</u></td> <td><u>1回</u></td> <td><u>200円</u></td> </tr> <tr> <td>一時保育</td> <td>保育相当分</td> <td>午前7時から午前8</td> <td>30分</td> <td>250円</td> </tr> </tbody> </table>					種別	区分		利用単位	金額	延長保育	保育相当分	午前7時から午前7時30分まで	30分	150円	略	略	略	<u>食費相当分</u>	<u>給食（夜）</u>	<u>1回</u>	<u>200円</u>	一時保育	保育相当分	午前7時から午前8	30分	250円
種別	区分		利用単位	金額																																													
延長保育	保育相当分	午前7時から午前7時30分まで	30分	150円																																													
		略	略	略																																													
一時保育	保育相当分	午前7時から午前8	30分	250円																																													
種別	区分		利用単位	金額																																													
延長保育	保育相当分	午前7時から午前7時30分まで	30分	150円																																													
		略	略	略																																													
	<u>食費相当分</u>	<u>給食（夜）</u>	<u>1回</u>	<u>200円</u>																																													
一時保育	保育相当分	午前7時から午前8	30分	250円																																													

町田市立保育園における特別保育の実施に関する条例新旧対照表

改正後					改正前				
		時30分まで					時30分まで		
		略	略	略			略	略	略
						食費相当分	給食(昼)	1回	200円
							ミルク及び離乳食	1回	200円
							おやつ	1回	100円
							補食	1回	50円
休日保育	保育相当分	午前7時から午前8時30分まで	30分	300円	休日保育	保育相当分	午前7時から午前8時30分まで	30分	300円
		略	略	略			略	略	略
						食費相当分	給食(昼)	1回	200円
							おやつ	1回	100円
							補食	1回	50円
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略					備考 略				